

一般論文

投資された自由⁽¹⁾—レヴィナスの自由概念と会話における債権者・債務者関係⁽²⁾—榊原英輔⁽³⁾

はじめに

『全体性と無限』は、その一冊全体を他者の問題に費やしたレヴィナスの著書である。この著作を読み進めていくときまず目につくのは、現象学的手法は色濃く残しつつも、フッサールやハイデガーの現象学と対決し、他者へと向かっていく道を模索するレヴィナスの姿であろう。だがこの著作には、サルトルを念頭に置き、サルトルを批判する意図で書かれた部分も実は少なくない⁽⁴⁾。思うに、サルトルの他者論への批判を『全体性と無限』から読み取ろうとする時、その批判の要となる概念は、「任命された自由」でもあり「投資された自由」でもあるところの 'la liberté investie' という概念になるのではないだろうか。この論文は、サルトルとレヴィナスの他者論を自由という観点から対比し、それによって得られた洞察を基に会話における話し手と聞き手の関係を記述する試みである。

1節では、サルトルの他者論を概観し、他者との具体的な関係はコンフリクトにならざるをえないとするサルトルの結論が、サルトルの独特の自由観に由来していることを見定める。2節ではまず、呼びかけが自由の任命であるというレヴィナスの主張を、具体的な日常の場面に即して考察する。さらに自由の任命は自由の投資でもあるということを確認し、この自由の投資という概念が、サルトルの他者論とどの点で対立し、人と人が対面する場面でのコンフリクトの克服にどのように寄与しているのかを考察する。3節では、サルトルとレヴィナスの対立という文脈を離れ、聞き手は自由を投資する債権者であり、話し手はその債務者であるという考えを基にして、会話の構造を会話の開始、話し手の交替、会話の終了の三つの局面に分けて考察していきたい。

1 サルトルの他者論

人間には自由がある。この自由はもちろん無制限なものではなく、周囲の環境に制約された自由である。例えば強風と荒波に巻き込まれたヨット乗りは、ヨットを自分の好きな方向に操船することができない。だが環境による自由の制約は、自然法則が課す限界の範囲内であれば、人間の知恵と力によって乗り越えていくことが可能である。環境を制御することによって、人は自由を拡大させることができるのである。

ところが人と人が対面する場合は、自由には別の制約が課せられるのではないだろうか。なぜなら、一方の人間の自由は他方の人間の自由と両立しないように思われるからである。この制約は、

単純に知恵と力によって乗り越えられるようなものではない。甲が乙を制御できるようになったとして、その場合甲の自由は拡大したと言えるかもしれないが、乙の自由は縮小したと言わなければならない。逆もまたしかりである。人と人が離れて存在する場合には、それぞれが自由を全うすることもできよう。しかし人間同士が対面し、二つの自由が互いに接近すると、自由と自由が干渉しあうようになるのだ。環境が自由を制約するのではなく、自由が自由を制約するようになるのである。

問題の単純化のために、二者関係に話を絞ることにしよう。二人の人間が、互いの自由を損なうことなしに対面することは、果たして可能であろうか？人間の自由について考え抜いたサルトルの解答は明快であり、そんなことは不可能だというものであった。

私に当てはまることはすべて他者にも当てはまる。私が他者の支配から私を自由にしようと試みる間に、他者は私の支配から彼自身を自由にしようと試みる。私が他者を屈服させることを追い求める間に、他者は私を屈服させることを追い求める。ここで問題になっているのは即自の対象に対する一方的な関係では断じてなく、相互的で変動的な関係である。以下の記述はそれゆえ、コンフリクト〔conflict〕の観点から考察されなければならない。コンフリクトは、対他存在の根源的な意味なのである。(EN, 431/710)

それゆえ人間存在は、「他人を超越するか、他人に超越されるか」というこのディレンマから抜け出そうと試みても無駄である。意識同士の関係の本質は共同存在〔Mitsein〕ではなくて、コンフリクトなのである。(EN, 502/817)

私と他者との関係はコンフリクトにならざるを得ない、とサルトルは結論付ける。このような結論が導かれるのは、超越論的主観ただ一つだけが自由であると考え、サルトル独自の自由観が存在しているからである。

ひとり対自のみが、世界に対して超越的である。何ものでもないもの〔rien〕である所の対自を通して、もろもろの事物がそこに存するようになるのである。だが突如出現した他人は、この対自に、もろもろの事物のうちの一つの事物としての、世界の-ただなかに-おける-即自-存在を与える⁽⁵⁾。他人のまなざしによる即自のこの石化は、メドゥーサの神話の深い意味である。(EN, 502/818)

超越論的主観としての意識を、サルトルは対自存在〔être pour soi〕と呼び、それ以外の諸存在を即自存在〔être en soi〕と呼ぶ。人は、それ自身は何ものでもないものである対自存在として世界のパースペクティヴの中心に座し、世界の中の諸事物を存在せしめる限りにおいて自由なのである。サルトルは、もろもろの事物をそこに存在せしめる主観性を、まなざし〔regard〕と呼ぶ。パースペクティヴの中心は一つしか存在しえない。それゆえ、自由が同時に二つ以上存在するということは、ありえないことなのである。

それゆえ私と他者が相対した場合、他者が世界をまなざすパースペクティヴの中心に立つなら

ば、私はメドゥーサに睨まれたように石化し、もろもろの事物の中の一つの事物、一つの即自存在、主観にまなざされる一つの対象とならざるをえない。逆に、私がパースペクティヴの中心に立つならば、今度は他者が即自存在となり、他者は、私によってまなざされる対象の一つとなってしまう。一方が主観〔sujet〕となるときは、必ず他方は対象〔objet〕になる。私と他者の関係は、世界の中心の座を巡ってのシーソーゲームとならざるをえないのだ。

もし私が、まなざしに対してまなざしを向け、他者の自由から私を防御し、自由として他者の自由を超越すれば、他人の自由とまなざしは崩壊する。(EN, 462/758)

サルトルは、他者との対面関係においては〈自由の総数=1〉という制約が存在すると主張しているのである。一方の自由は、他方の不自由である。それゆえサルトルは、二人の人間が対面すれば、自由を奪い合うコンフリクトは避けられないと結論づけることになる。

レヴィナスは『全体性と無限』において、サルトルの他者論を意識しつつも、対面関係におけるコンフリクトを乗り越えるための活路を模索する。そしてレヴィナスは、コンフリクトに陥らずに人と人が対面しうべき道を、会話における対面関係に見出すことになるのである⁽⁶⁾。次節では、会話において中心的な役割を果たしている自由の投資(任命)という契機を、呼びかけという具体的な場面を通して吟味していくことにしたい。

2 レヴィナスの他者論

2.1 呼びかけと自由の任命

レヴィナスは、人からの呼びかけは自由の任命〔l'investiture de la liberté〕であるという。私と他者の間で会話が始まろうとする状況を考えてみよう。はじめに、私か他者のどちらか一方が、会話を開始したいという合図を他方に送ることになる。この合図は、「やあ」とか「田中さん」といった呼びかけの言葉である場合が多いだろうが、相手の肩を叩くことによってなされる場合もあるし、視線を相手に向けて、相手が気づくのを待つというやり方の場合もある。以下では、他者が私に呼びかけてきた状況を例に取ることにしよう。

他者に呼びかけられる以前には、私は自分の関心事に熱中していたり、あるいはただ漫然としているだけだったりするだろう。私は孤独な自由を享受している⁽⁷⁾。このような私が、突然他者に呼びかけられる。私は、呼びかけられる以前にしていたことを中断しなければならない。それにもかかわらずレヴィナスは、他者の呼びかけが私に自由を任命するのだと主張する。

実のところ実存は自由の刑に処せられている〔condamnée à la liberté〕のではなく、自由として任命されている〔investie comme liberté〕のである。自由は裸形のものではない⁽⁸⁾。哲学するということ、それは自由の手前に遡り、自由を恣意性から自由にするような任命を発見することなのである。(TI, 57/上巻 157)

〈他者〉の現前は特権的な意味において他律なのだが、それは自由と抵触せず、むしろ自由を任命するのである。(TI, 60/ 上巻 166)

自由の刑に処せられているサルトル的な実存に対置するように、レヴィナスは他者による自由の任命を唱える。孤独な自由は恣意的な自由でしかないと、レヴィナスは考える。その恣意的な自由の中にまどろむ私に、他者が呼びかける。他者の呼びかけは私のコントロールが及ぶことではないから、ある意味でそれは「他律」である。呼びかける他者は私がそれまでしていたことを中断させ、一旦は私から自由を取り上げるだろう。にもかかわらずそれは、私の自由と抵触しないというのだ。なぜなら他者は、その後すぐに、私に自由を任命するからである。

レヴィナスは、「自由の任命」という言葉に三つの意味を託していると考えられる。第一の意味は、他者の呼びかけによって、私と他者の間に、ほかの人には代わってもらうことのできない関係が結びばれるということである。この関係というのはつまり、呼びかけた者と呼びかけられた者との、任命した者と任命された者との一対一の関係のことである。

例えば私が雑踏の中を歩いていたとしよう。私の存在は群集の中に埋没しており、私は他の人と交換可能な誰でもない者、誰でもよい者として存在している。その私に、ある人が突然呼びかけてくる。呼びかけを聞いてしまった私は、雑踏の中で自分だけが特定され浮かび上がったような気持ちになるだろう。その人は、群衆の中からこの私を選び、呼びかけに応答するべき役目を、私に任命したのである。この任命は他者が一方的に決めたものであり、私は任命を拒否することさえできない。たとえ他者の呼びかけに、「私はちょっと忙しいので、別の人にしてくれませんか」と答えたとしても、無駄である。なぜなら、そのように答えたという事実自体が、私が選ばれ、私が任命されたという事実の承認になってしまっているからである。

第二の意味は、この任命が自由の任命であるということである。任命されるということ自体に関して私は全く他律的だが、この任命によって私は、まさに自由を委ねられるのだ。その具体的な意味は、私が他者に自由な仕方に応じられるようになるということである。私は、他者に向けて話す自由を獲得するというだけではない。この自由の中には、呼びかけを無視して逃げる自由もまた含まれているのである⁽⁹⁾。

「自由の任命」という言葉に込められた第三の意味は、自由を任命された私が、他者に応答しなければならないという義務を背負わされているということである⁽¹⁰⁾。私は自由を任命されており、能力的な意味では呼びかけを無視して逃げることができる。だが呼びかけに気づきながら、それを無視して逃げることは、倫理的には許されないことなのである。このことは、呼びかけを無視すると後味の悪い罪悪感に苛まれる、という経験的事実にも裏打ちされている。人間には、呼びかけられたら応えなければならないという義務感が、自然と生じてくるのである。

2.2 呼びかけと自由の投資

‘investir’ という語には、「任命」という意味に加えて「投資」という意味がある。それゆえレヴィナスの言う ‘la liberte investie’ は「投資された自由」という意味でもある。この小節では、呼びかけを自由の投資と位置づけなおすことによって、呼びかけた他者と呼びかけられた私の関係をさらに考察していきたい。

自由の投資について考える前に、投資という行為一般の構造を、金銭の投資を例にしてまず考察しておこう。甲と乙の二人の人間がいるとする。百万円を所有している甲が、乙にその百万円を投資したとしよう。投資している状態においても、甲は百万円の所有者である。だが甲の手元には百万円がなく、甲はそれを使用することができない。一方乙は百万円の所有者ではなく、甲からそれを借り受けているだけであるが、百万円を所持し、それを自由に使用することができる。お金の投資、つまり金銭の貸し借りによって、お金の所有者と、お金の使用者が分離するわけである。もちろん乙は、甲に対して投資を弁済する義務を負っている。乙は、投資された額に利子を加えただけの金銭を、いずれ甲に返さなければならない。

他者の呼びかけが自由の投資であるという主張を文字通り受け取るならば、自由の所有者は、私に呼びかけた他者だということになる。だが他者は私に自由を投資し、他者自身は自由を行使できない。一方私は、他者から自由を投資され、自由を行使できるようになる。私はしかし、この自由の所有者ではない。私は自由を他者から借り受ける債務者であり、他者はその債権者である。自由の投資によって、自由の所有者と、自由の使用者が乖離するのである。債務者である私は、自由をいずれ他者に弁済しなければならない⁽¹¹⁾。その際私は自由の元本だけでなく、利子をも他者に支払わなければならないだろう。

上述された構造に、実際に他者が呼びかけてきた場面をあてがってみるならば、次のように対応関係をつけることができる。他者が私に呼びかけることによって、私は他者に応答すべき話し手になり、他者はその応答を待つ聞き手になる。私は話し手として、自由に発言することができる。しかし私のこの発言権はいつまでも私が保留していてよいものではなく、いずれは他者に返さなければならない。その際私は、単に元本である発言権を他者に返上するだけではなく、他者にしかるべき応答を返さなければならないだろう。利子に相当するのは、この応答の言葉である。一方他者は、発言権と応答を返してもらう権利があるという意味で、自由の所有権者である。しかし、他者自身は自由を行使できない。聞き手は、聞き手である限りにおいては発言できないからである。対応関係は、下記のように纏められる。

表 1 投資の要素と会話の要素の対応関係

債務者	話し手
債権者	聞き手
債務	応答義務
自由の投資	呼びかけること
自由の弁済	応答すること
元本	発言権
利子	応答の言葉

会話の中では、聞き手は債権者であり、話し手は債務者である。債権者 - 債務者関係は会話では実感しにくいかもしれないが、メールのやり取りでは日常的に実感できる。メールが送られてきたとき、私たちは「早く返事を返さなければ」と思う。この心情は、他者から借金している者が、「早く借金を返さなければ」と思う心情と同種のものである。一方メールを送った者は、「早く返事が返ってこないだろうか」と思うだろう。これは債権者の心情と重なるものである⁽¹²⁾。

メールのやり取りにおいて、次に送り手になる方が債務者であり、次に受け手になる方が債権者であるということが明確に感じ取れるのには、おそらく二つの理由がある。第一の理由は、音声を用いる会話と違って、メールでは送られた言葉が文字という形で残るために、負債の感覚が消えにくいからである。第二の理由は、メールの方が会話よりも返事を返すまでに時間があり、より長い間「返さなければならないが、まだ返していない」「返してもらえるはずだが、まだ返してもらっていない」という状態を経験するからである。

ただし、会話における話し手と聞き手の関係を投資関係になぞらえることには、一定の限界があることも指摘しておかなければならない。特に重要なのは、金銭の投資では、投資された者は投資された金銭を第三者との取引の際に使用するのに対し、会話では、話し手は投資された自由を専ら聞き手との関係のために使用するという違いである。この違いのために、金銭の投資では容易に区別できる投資された金銭の使用と投資の弁済という二つの行為が、会話における自由の投資では一体化してしまうことになる。すなわち、話し手の話すという行為は、投資された自由の使用でもあり、同時にその弁済でもあるのだ。

これまでに、「investir」は「任命」とも「投資」とも理解できることを示してきたが、今後はこれをもっぱら「投資」と位置づけて考察を進めていくことにしたい。その理由は、「債務者」「債権者」「弁済」というように、「投資」関連の用語は「任命」関連の用語よりも豊富だからである。

2.3 会話においてコンフリクトはどのように回避されるのか

金銭の投資によって、使用できる金銭の総量が変わるわけではない。それゆえもし先ほどの甲が、乙に貸した百万円を乙から無理に取り立てようとする、百万円を巡ってのコンフリクトが生じることになる。このようなコンフリクトの最中は、甲も乙も自由に貨幣を使用できなくなってしまう。なぜなら、甲はまだ貨幣を取り返しておらず、貨幣を所持している乙も、甲への対応に追われて、それを自由に使用することができないからである。

安定的な投資関係が成立しているときに、このようなコンフリクトが起らないのはどうしてだろうか。それは甲が乙を信頼しており、投資した金銭がいずれ弁済されることを安心して待つられるからである。債権者が債務者の債務履行を信じて待つことができるとき、コンフリクトは回避されるのである。

同様に自由の投資においても、自由の総量は増えるわけではない。どのように工夫したところで、発言の自由は一つにしかならないのである。つまり自由の投資によって、〈自由の総数 = 1〉というサルトルの見出した制約が乗り越えられるわけではないのだ。

それゆえ会話においても、発言権の奪い合いという形でコンフリクトが生じることがある。これ

は、互いが互いを牽制し、我こそは発言者であると言つて聞かない状況である。ところがこのようなコンフリクト状態では、かえって誰も発言できなくなってしまう。なぜなら、誰が話し手であり誰が聞き手であるかということに関して、会話の参加者の認識が一致していなければ、話すという行為はそもそも成立しないからである⁽¹³⁾。聞き手がいなければ、話すことはできないのだ。

円滑な会話において、このようなコンフリクトが生じないのはなぜだろうか。それは聞き手が話し手を信頼し、発言権と応答の言葉を返してくれることを安心して待つていられるからである。信じて待つという聞き手の投資家的な態度が、発言権の奪い合いを回避し、話し手が発言の自由を全うすることを可能にしているのである。会話において聞き手は、話し手の言うことを聴き取るべく話し手に注意を向けているが、「注意」を意味する‘attention’が「待ちうける」「期待する」という意味を持つ‘attendre’に由来する語であることは、ここで明らかにした聞き手の役割をよく表している⁽¹⁴⁾。話し手が債務者として聞き手に応答する義務を負っているのは、単に呼びかけられたからではないということも、このことから明らかであろう。話し手が義務を負っているのは、聞き手が話し手を信じ、呼びかけに対する応答を待ちうけているからなのである。話し手の義務は、この聞き手の信頼に応える義務なのだ。

他者は私に呼びかける。呼びかけることによって、他者は私に自由を投資する。呼びかけた他者は聞き手になり、呼びかけられた私は話し手になる。話し手である私は、他者に言葉を返すことによって、投資された自由を弁済する。この呼びかけと応答の一連の過程においても、〈自由の総数=1〉という制約が解除されるわけではない。しかし会話における一つの自由は、コンフリクトに陥らずに行使できる発言の自由である。会話ではさらに、話し手と聞き手の役割がたえず交替し、発言の自由は二人の間を飛び交うことになるだろう。二人の人間が、互いの自由を損なうことなしに対面することは果たして可能であろうかという問いを、先に立てておいた。今や私たちは、この問いに肯定的に答えることができる。会話こそが、二人の人間が互いの自由を損なうことのない対面関係なのである。

だが話し手の自由は、いつてみれば紐つきの自由、義務とセットになった自由ではなかったか？ そのような自由は、もはや「石化」された自由に過ぎないのではないか？ 確かに話し手の自由は、義務とセットになった自由である。だが義務はいささかも能力的な意味での自由を損なわないのだ。なぜなら、義務が自由を制約するのは、あくまで倫理的なレベルにおいてだからである。一方サルトルの言う「石化」は、能力的な意味での自由までをも奪ってしまう場合を指している。この点については、次の小節でさらに検討することにしてしよう。

2.4 自由とまなざし：サルトルとレヴィナスの比較

この小節では、言語についてのサルトルの言及を、これまでに行なってきた会話についての考察と比較してみたい。まずは『存在と無』の一節を引用しよう。

言語は、私の言葉に無言で耳を傾けている他者の自由を、すなわち彼の超越を私に顯示する。
(EN, 442/727)

私は、私から私の主観性を取り除くために、他人に私を吸収してもらい、他人の主観性の中に自己を消失させようと企てるであろう。この企図は、具体的な面では、マゾヒスト的な態度となって現れる。(EN, 446/733)

話すという行為は、語られた言葉のうちに私を固定化し、「私の言葉に無言で耳を傾けている他者」の主観性に、対象として自らを差し出そうとする企てであるとサルトルは考える。まなざす主観ただ一人が自由なのだと考えるサルトルにとっては、話すということは、自由から逃げるために自らの自由を聞き手に譲渡〔aliener〕しようと企てるマゾヒズムに他ならないのである。マゾヒズムが自由から逃れるために自由を他人に譲渡しようとする企てであるというのは、例えば「女王様」や「ご主人様」に命令され、縄で縛られてなされるがままとなることを好むマゾヒストの姿を思い浮かべればよかろう。言葉を語るのはマゾヒズムであるというサルトルの主張はしかし、納得できるものだろうか？

私たちは、サルトルが独特の自由概念を持っており、その独特さが、話すことがマゾヒズムであるという、一見すると容認しがたい帰結をもたらしていることを指摘できる。会話では、確かに話し手が聞き手をまなざすことよりも、聞き手が話し手をまなざすことの方が多い。まなざすということ、パースペクティヴの中心に立って自由を独占することであると考えられるサルトルにとって、会話において自由なのは聞き手であるという結論は必至であった。一方私たちは、会話では話し手が自由を行使するという、サルトルとは正反対の結論に至ったのである。当然の事ながら、レヴィナスが自由の投資と言うときの自由の概念と、サルトルの自由概念は全く違うものであり、「自由なのは聞き手である」というサルトルの主張と、「自由なのは話し手である」という私たちの主張は矛盾していないとも言える。

しかし、レヴィナスが提起した自由の投資の概念は、サルトルの自由概念の融通のきかなさへの批判であると理解することもできるだろう。まなざすだけが自由であると考えられるサルトルに対しレヴィナスは、私に呼びかける他者は、私をまなざしつつも、自らの自由を私に投資できるのだ、と反論しているのだと考えられるのである⁽¹⁵⁾。レヴィナスにとって他者のまなざしは、私をたちどころに石化し、私の自由を奪い去るメドゥーサの睨みのようなものではない。レヴィナスにとって他者のまなざしは、施しを要求する異邦人のまなざしなのである⁽¹⁶⁾。困窮する異邦人に呼び止められたとき、異邦人に施しをするかどうか、するとしたらどのような施しをするかを決定する自由を、私はその異邦人に委ねられている。同様に、他者に呼びかけられ、他者にまなざされた私は、返答をするかどうか、するとしたらどのような返答をするかを決定する自由を他者から投資されているのである。

3 会話における債権者 - 債務者関係

3.1 会話の状態遷移モデル

2節では、サルトルとレヴィナスを対比させながら、他者が私に呼びかけ、私がそれに応答するという状況を考察してきた。この節では、サルトルとレヴィナスという文脈から離れ、自由の

投資という考え方を応用することで、二人の人間が会話する場面を新しい観点から記述することを試みる⁽¹⁷⁾。注意しなければならないのは、2節と3節では、考察の方向性が逆になっているという点である。2節では、日常の会話の場面の中から自由の投資と弁済という契機を見出したのであったが、3節では、投資や弁済といった概念は所与として、日常の会話が新たな観点から記述されることになる。

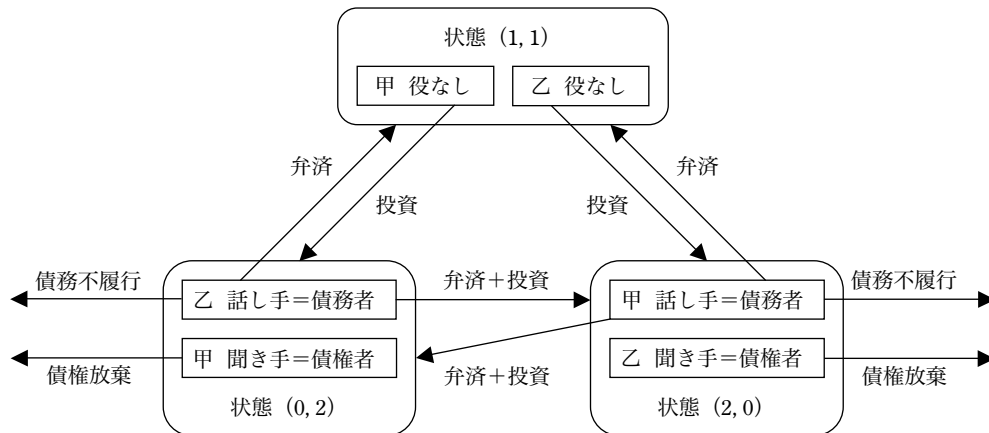


図1 会話の状態遷移モデル

記述は、図1に示した会話の状態遷移モデルを解説する形で進めていくことにするが、この小節の残りの部分では、まずこの図の基本的な見方を説明することにしよう。図1のモデルは、甲と乙が会話する際の状態遷移を、角の丸い四角と矢印で表したものである。三つ存在する角の丸い四角は、会話における三つの状態を表している。三つの状態をそれぞれ、状態(1,1)、状態(0,2)、状態(2,0)と呼ぶことにする。括弧の中の左の数値は甲が把握する自由の数、右の数値は乙が把握する自由の数を表しているが、この実質的な意味は3.2節以降で明らかにしていきたい。角の丸い四角の中に二つずつ入っている四角は、各々の状態における甲と乙を表しており、その状態における甲と乙の役割が併記してある。例えば状態(0,2)では、乙は話し手=債務者であり、甲は聞き手=債権者である。

状態と状態の間に書かれた矢印は、状態から別の状態に遷移するための行為を表している。各々の矢印は甲または乙を表す四角から発しているが、これはその行為が誰の行為であることを示している。例えば、状態(0,2)から状態(1,1)に向かう「弁済」の行為は、乙の行為であることが分かる。また、状態から出発し状態の外に向かう「債権放棄」と「債務不履行」の矢印は、会話の異常事態を表している。

3.2節では、会話を開始する「投資」について、3.3節では、話し手が交替する「弁済+投資」について、3.4節では、「弁済」「債務不履行」「債権放棄」という会話が終了する三つのパターンについてそれぞれ論じていくことにしよう。

3.2 会話の開始

会話は、一方の呼びかけによって開始される。この小節では、この「投資」という行為がいかになされるか、状態遷移モデルに即して見直していくことにしたい。そこで、甲が乙に呼びかける状況を考えてみよう。甲が乙に呼びかける以前は、甲も乙も個別に自由を享受している。それゆえ呼びかけ以前の状態は、甲乙それぞれが自由を有する状態 $(1, 1)$ である。だが甲の呼びかけは、乙がそれまでしていたことを中断させてしまう。2節ではこのことを、「自由を一旦取り上げる」と表現したが、なぜそうなるかと言えば、甲が乙に呼びかけるとき、一時的に乙を聞き手にするからである。乙を強制的に聞き手にする甲は、乙の自由を取り上げて一時的に二人分の自由を手にするのに対し、乙は自由を取り上げられて、自由なしの状態となる。甲が乙に呼びかけている最中は、一時的に状態 $(2, 0)$ となるのである。

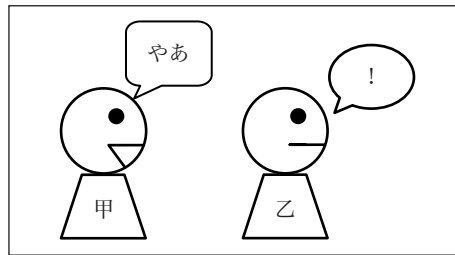


図2 投資=呼びかけ

呼びかけの場面には限らないが、一方が話し手で他方が聞き手である状態において、話し手は自らの自由だけでなく聞き手の自由をも把握しているという点が、このモデルにおける自由の移動の最も重要なポイントである。話し手は、自身と聞き手の二人分の自由を把握していなければ話し手ではいられない。なぜなら話すという行為は、誰が話し手で誰が聞き手であるかについて、二者の間に合意がなければ不可能であり、話し手は、聞き手にその場を任されているのであれば、話すことができないからである。このモデルで成り立つ〈自由の総数=2〉という式と、2節まで述べてきた〈自由の総数=1〉という制約とは矛盾するものではなく、むしろ同一の事態を別様に記述したものである。自分と聞き手の二人分の自由を把握してはじめて、話し手は発言権を自由に行使できるようになるのである。つまり、二人の間で一つの自由が行使できるためには、一方に二人分の自由が集中していなければならないのである。この事情は、権力を行使する場面にも当てはまる。権力を行使するためには、権力を行使される者が、権力を行使する者を恐れあるいは信頼して、権力を行使する者に自らの自由を譲り渡しているのなければならないだろう。さもなければ、権力を行使される者は命令に反抗し、剥き出しの武力衝突とならざるをえないからである⁽¹⁸⁾。

話を呼びかけの場面に戻そう。甲が乙に呼びかけている間、呼びかけを聞く乙は甲に自由を奪われている。呼びかけの場面が特殊なのは、呼びかけられた者が、呼びかけられることに同意し

たり反対したりできる立場におらず、強制的に聞き手にされるという点である。けれども、この状態はほんの一瞬である。甲の呼びかけが終了すれば、呼びかけられた乙は逆に話し手になり、呼びかけた甲は聞き手になるからである。甲が、呼びかけによって乙に自由を投資するとされるのは、このためである。甲は乙に発言権を預け、乙から応答が返ってくることを信じて待つことになる。

甲の乙に対する呼びかけによって、状態は最終的に $(2, 0)$ に遷移することになる。途中経過を無視すると、甲の乙への呼びかけは、状態 $(1, 1)$ から、状態 $(0, 2)$ への遷移である。乙が甲に呼びかけて会話が開始する場合は、これとはちょうど逆のことが起きる。この場合は乙が甲に自由を投資することになり、状態は $(1, 1)$ から $(2, 0)$ に遷移するだろう。

3.3 話し手の交替

この小節では、乙が話し手、甲が聞き手である状態において、乙が甲に話す場面を考えてみることにする。この中には、甲の呼びかけに乙が応答する場合や、もっと会話が進展し、甲の振った話題や質問に乙が答える場合や、乙が自らの意見を述べる場合も含まれる。ここで考察する場面が呼びかけと違うのは、乙が話し始める前から、甲は聞き手として乙の発言を聴き取るべく待機しているという点である。

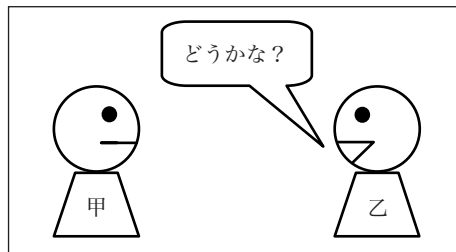


図3 弁済+投資=話し手の交替

聞き手は話し手に自由を投資している。聞き手は、一時的に自分が発言することを差し控え、話し手から応答が返ってくることを信じて待機しているのである。聞き手は話し手に自由を投資している債権者であり、話し手は聞き手に自由を投資されている債務者である。乙は自らの自由と、甲に投資された自由の二人分の自由を所持しており、甲は自らの自由を乙に投資していて手元には自由がないので、話す前の状態は $(0, 2)$ である。

話すという行為は、話し手が聞き手に、投資されていた自由を弁済する行為である。弁済とは、元本である発言権と、利子である応答の言葉を返すことである。しかし、乙が甲に自由を弁済するだけでは、乙が有していた発言権が甲に移ったことにはならない。なぜなら、乙が甲に発言権を返上するだけでは、乙が話し手でなくなり、甲が聞き手でなくなるだけだからである。話し手であった乙が聞き手に、聞き手であった甲が話し手になるためには、つまり話し手と聞き手が交替するためには、もう一つステップが必要である。その必要なステップとは、乙の甲への自由の

投資である。つまり今度は、乙が発言を控え、聞き手として甲の言葉を待望するようになることによって、役割交替はようやく完了するのである。

それゆえ役割交替は、原理的には、乙が甲に弁済するステップと、乙が甲に投資するステップの二つのステップに分けられることになる。弁済のステップは、状態 (0, 2) から状態 (1, 1) への遷移である。投資のステップは、状態 (1, 1) から状態 (2, 0) への遷移である。実際の会話では、この二つのステップは同時に果たされるので、話し手の交替を私たちは「弁済+投資」と呼ぶことにしたい。乙から甲への弁済+投資は状態 (0, 2) から (2, 0) への遷移であり、甲から乙への弁済+投資は、状態 (2, 0) から (0, 2) への遷移である。

借金には返済の期日がつきものであるが、会話においても自由を弁済する期限が定められていると言えるだろうか？明示的な期限が存在しないのは明らかだが、かといって話し手が聞き手をいつまでも待たせてよいというわけではないのも明らかである。話し手が一方的に話し続け、いつまでも発言権を譲ろうとしないのは、「返済遅延」と呼ぶことができるだろう。但し、どれくらい話し続けると返済遅延になるのかという客観的な基準があるわけではもちろんない。返済遅延にあたるかどうかは、待ち続けることにどれくらい苦痛を感じるかという、聞き手の専ら主観的な判断によって決まるのである。例えば、話し手が一方的に話し続けていても、話の内容が聞き手にとって興味深いことであるなら、聞き手はそれを全く苦痛に感じないはずである。逆に、話の内容が聞き手の興味外のことであるなら、聞き手はすぐに苦痛を感じるようになるだろう。そして苦痛を感じている聞き手を尻目に話し続けるというのは、明らかに返済遅延である。

投資家が投資をするのは、利子〔interest〕を期待してのことである。同様に会話において聞き手が話し手に自由を投資するのは、興味深い〔interesting〕返答を期待してのことである。自由を弁済する話し手は、元本である発言の自由に加えて、利子分をも弁済しなければならないと言ったのは、このためである。話し手は、能力的には何でも話すことができる立場にあるとはいえ、聞き手が関心を持てることを話さなければならないという義務を背負っているのだ。聞き手が関心を持てることを話し、興味深い返答をするということはつまり、質問にはその答えをもって応じ、話し手が自分から話題を持ち出すときには、聞き手が楽しめることや、聞き手にとって重要なことを話すということである。

さて、話し手の主導で役割交替を行なうためには、話し手は自らが話し終え、自分が今度は聞き手になったということを、明示的に相手に示さなければならない。相手に質問を振って自分の発話を終えるというのは、役割を交替する上手い方法の一つである。アイコンタクトも効果的だ。会話では、普段聞き手は話し手を見つめており、話し手は聞き手からわずかに目をそらしているものだが、話し手がこの状態から聞き手に目配せするというのも、よく使われる役割交替の合図である。問いかけや目配せは、明示的に相手に自由を投資する点で、呼びかけに類似している。

話し手の主導によらない役割交替も、実際には少なくない。このような場合も、交替のきっかけはやはり話し手が話し終えることである。ところがここには、あいまいさが存在する。なぜなら、何秒間沈黙が続けば話し終えたことになるという客観的な基準など、存在しないからである。沈黙している乙が、話し終えて甲の返答を待っているのか、それともただ話を中断しているだけ

なのかは判然としない。しばしの沈黙を話の終了と解した甲と、一時的な中断と認識していた乙が同時に話し始め、相手も話し始めたことを気づいて話すのを止め、発言権を譲り合うといったことがあるのも、沈黙のこの両義性のためである。聞き手が話したくてうずうずしている場合は、この両義性を逆手に取って、話し手がひとこと言い終えたあとにすかさず口を挿むことによって、聞き手の主導で役割が交替することもあるだろう。

会話は、しばしば言葉のキャッチボールに譬えられる。しかし、会話の参加者は言葉を投げ合っているというだけではない。彼らは自由をも投げ合っているのである。会話は、一つの発言権を交互に使用することで、コンフリクトのない対面関係を実現するのであった。自由の奪い合いが生じないのは、聞き手が話し手を信頼しているからであった。それゆえ会話とは、時には相手を信頼して自由を投資し、時には相手に信頼されて自由を投資される、自由のキャッチボールなのである。キャッチボールは、一つのボールで二人（以上）の人が楽しめる。同様に会話は、一つの自由で二人（以上）の人が楽しめるのである。

3.4 会話の終了

会話を終了させるためには、自由の貸し借りを解消しなければならない。ゆえに、投資された自由を弁済しなければ、会話を正常に終了することはできないだろう。この小節ではまず、話し手甲が聞き手乙に自由を弁済し、会話を正常に終了する場面を考察することにした。

甲の乙への弁済は、甲が話し終え、しかも乙が新たな話し手にはならないことによって達成される。弁済が弁済+投資と異なっているのは、話し終えた甲が、新たに自由を投資しないということ、乙に明示的に示す点においてである。つまり甲は、自分が乙の発言を待っていないということ、なんらかの手段で乙に知らせるのである。会話を終了させる話し手は、「じゃあね」とか「さようなら」といった別れの挨拶をすることが多いが、別れの挨拶だけでは、もう待っていないということを示すのに十分ではない。会話を終了させる話し手は、振り返ってその場を立ち去ったり、わざとらしく別の作業をはじめたりすることによって、「もう私は聞き手ではない」ということを相手に顕示しなければならないのである。

甲の乙への弁済が成功すれば、状態は $(2, 0)$ から $(1, 1)$ に遷移する。もちろん乙が甲に弁済する場合は、状態 $(0, 2)$ から $(1, 1)$ への遷移となるだろう。だが弁済によって後腐れなく会話を終了できるためには、会話を終わらせることに関して、聞き手が同意していなければならないのは明らかである。甲が乙の同意を得ずに、一方的に「じゃあね」といって立ち去ろうとしたらどうなるかを考えてみよう。会話を終わらせることに納得がいかない乙は、立ち去ろうとする甲を「おい、ちょっと待てよ」と呼び止めようとするだろう。呼びかけられた甲は、会話が始まる時と同じように、新たに乙から自由を投資されるわけである。呼びかけによって、甲は再び話し手になる。甲は、呼びかけに応じるか、無視するかしなければならない。呼びかけに回答すれば、会話は再開する。呼びかけを無視すれば、甲は乙に投資された自由を弁済せずに、いわば借金を踏み倒して逃亡するわけだから、次に述べる債務不履行の違反を犯してしまうことになるのである。

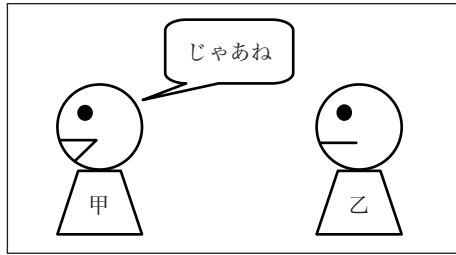


図4 弁済=別れの挨拶

会話が終了する残り二つのパターンは、正常な終わり方ではない。このうち「債務不履行」とは、自由を投資されている話し手が、聞き手を差し置いて逃げ去ってしまう場合のことをいう。例えば、呼びかけの無視は債務不履行である。なぜなら、呼びかけが成立した時点で、呼びかけられた者は、自由を投資され話し手になっているからである。債務不履行が会話のルールに違反しているのは、聞き手が話し手の応答を信じて待っているにもかかわらず、話し手がこの信頼を裏切るからである。但し、債務不履行とはいっても、話し手が逃亡すれば聞き手はもはや聞き手である必要がなくなるので、もう返答を待たなくてもよくなるという意味では、自由の元本は結局返ってくることになる。それゆえ聞き手の損失は、自由を投資したのに利子である応答の言葉が得られなかったという点に集約される。待つことの代価が利子であることを考えると、この損失は、額にすると話し手を信じて待っていた時間の価値に等しいことになる。

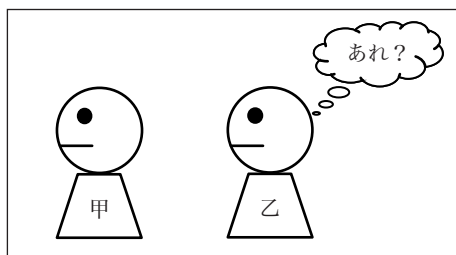


図5 債務不履行=話し手が勝手に立ち去る

反対に、話し手が話している最中に、聞き手が立ち去ってしまう場合はどうだろうか。聞き手が債権者であることを考えると、これは「債権放棄」と呼ぶのが適切である。もっとも、二人で会話している最中に、債権放棄の形で会話が終了するということは、なかなか考えにくいことである。それというのも、話している最中に聞き手が突然立ち去ろうとしたら、話し手は聞き手を呼び止めるのが普通だからである。呼び止められた聞き手は、自由を投資されて話し手になる。呼び止められたにもかかわらず、それを無視して立ち去るのは、債権放棄ではなく債務不履行である。二人の会話が債権放棄で終わるためには、例えば話し手が目をつぶって話しており、聞き手が途中でいなくなったことに気づかないというような、不自然な状況を想定しなければならないだろう。現実の会話で債権放棄が見られるのは、三人以上で会話していて、聞き手の一人がその場を立ち去ろうとしても呼び止められることがない場合などである。

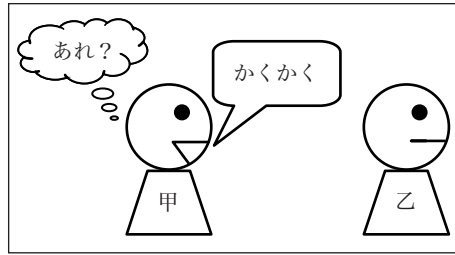


図6 債権放棄=聞き手が勝手に立ち去る

聞き手が勝手に立ち去る場合と、話し手が勝手に立ち去る場合を比較した場合、私たちは後者の方がより違反の度合いが強いと感じる。この感覚は、話し手が債務者であり、聞き手が債権者であって、話し手の逃走は債務不履行という不法行為に相当し、聞き手の逃走は不法行為ではない債権放棄に相当するということを反映していると考えられる。

結論

私たちはまず、他者との具体的な関係はコンフリクトに陥らざるを得ないと結論付けるサルトルの他者論を振り返り、そのような結論に至る理由を、自由であることとまなざすことを同一視する、サルトル独特の自由観のうちに見出した。パースペクティヴの中心は唯一であるため、二人の人間が対面すれば、自由の奪い合いは避けられないというのがサルトルの主張である。

サルトルのように考えるなら、会話において自由なのは、話し手をまなざす聞き手だということになるだろう。だがレヴィナスはそのようには考えない。呼びかけは自由の投資であり、話し手をまなざす聞き手は、話し手に自らの自由を託しているのだと考えるのである。会話において自由なのは、むしろ話し手なのである。しかし話し手の自由は、聞き手から借り受けた自由なので、話し手は聞き手に、この自由を弁済する義務を負っている。話し手は自由を投資された債務者であり、聞き手は自由を投資する債権者なのだ。会話において、一つの発言権を巡ってコンフリクトが生じないのは、聞き手が話し手を信頼し、発言権と応答の言葉を返してくれることを待たされるからである。会話とは、相手を信頼して自由を投げつけ、相手に信頼されて自由を投げ返されることで自由が往復する、自由のキャッチボールなのである。

私たちは最後に、上述した考え方を元に、会話を三つの状態の間を遷移するモデルによって記述することを試みた。この試みでは、呼びかけは投資、話し手の交替は弁済+投資、別れの挨拶は弁済、そして話し手と聞き手の逃亡は、それぞれ債務不履行、債権放棄であると位置づけられる。本論文では二人で会話する場合の記述しかできなかったが、指摘しておいたいくつかの課題を克服できれば、三人以上の会話の場面に對しても応用していくことが可能であると思われる。

注

- (1) 「投資された自由」とは、『全体性と無限』の結論第十一節の表題 ‘La liberté investie’ を訳したものである。通常これは「任命された自由」と訳されるが、‘investir’には「任命」と「投資」の二つの意味があり、あえて「投資された自由」と訳して本論のタイトルに用いた。
- (2) Social commitment semanticsでは、甲が乙にPと主張するという言語行為の意味は、甲が乙に対してPが真であることをコミットすることであると考えられている。つまり主張という言語行為によって、話し手は聞き手に対してコミットメントを負う債務者 debtor、聞き手は話し手にコミットメントを課す債権者 creditor となることになる。だがこの債権者 - 債務者関係は主張された内容についてものであるから、話し手が聞き手に対して応答義務を負うという、本論で主題とする意味での債権者 - 債務者関係とは無関係である。Social commitment semanticsについては、Fornara & Colombetti (2004)を参照せよ。
- (3) [mailto: sakakibara-tky@umin.ac.jp](mailto:sakakibara-tky@umin.ac.jp)
- (4) サルトルの「実存は、それ自身において、本質に先立つ」(EN, 655/1042) という有名なテーゼに対抗するように、『全体性と無限』では、「生とは、その本質に先立つことのない実存である」(TI, 84/ 上巻 215f) と主張されるのは、その象徴的な例である。
- (5) 世界の - ただなかに - おける - 存在 [être-au-milieu-de-monde] とは、ハイデガーの世界内存在 [In-der-Welt-sein] の対義語であり、ハイデガーの言う、Zuhandensein と Vorhandensein を合わせた概念である。
- (6) レヴィナスは、「労働を超えた行為は他者の顔の絶対的な抵抗を前提している。それは命令と言葉であるか、殺人の暴力であるかである」(TI, 136/ 上巻 331) と言う。レヴィナスにとって労働というのは人と物の関係であるから、この一文でレヴィナスは、人と人との関係といえるのは殺人と会話の二つしかないと言っていることになる。このうち殺人の暴力は、サルトルのコンフリクトの状況に相当するものだと考えることができるだろう。そして命令と言葉は、コンフリクトに陥ることのない人と人との関係だということになる。
- (7) ここでは、私が他者と会話をしているときに、第三者が私に呼びかける状況は考えないことにする。
- (8) 白衣は医者、警官の制服は警官というように、衣服は社会の中でのその人の役割を象徴している。それに対し、「顔」の概念にも通じる「裸形」の概念は、役割存在となる以前の人間の実存を意味している。なぜここで唐突に「裸形」という言葉が出てきたかという点、任命と訳した ‘investir’ は ‘vest’ と同じ語源であり、「着せる」という意味があるからである。‘La liberté investie’ という語にはしたがって、「お仕着せの自由」という意味合いもあることになる。呼びかけられた人間はもはや裸の実存ではなく、呼びかけに応答する話し手という役割を纏わされているわけである。
- (9) この自由には、実は他者を殺す自由も含まれている。それゆえ自由の任命としての呼びかけには、殺人の倫理的不可可能性 (禁止) という意味もあることになる。「〈他者〉の比類の無い現前は、私が他者を殺すことはできないという倫理的な不可可能性のうちに刻み込まれており、私の権能の終わりを告げる。」(TI, 59/ 上巻 163) などを参照せよ。平時には分かりにくいことだが、呼びかけには、「私はあなたに不意打ちするつもりがないので、私の存在をあなたに知らせます。また私は、あなたが私を攻撃してこないと信じています。」というメッセージが込められている。呼びかけられた者は、呼びかけた者の存在に気づくので、この機を利用して、呼びかけた者を殺そうとすることもできるだろう。しかしそれは倫理的に許されない。なぜなら、呼びかけられた者は、呼びかけた者の信頼に応えなければならないからである。戦場において、白旗を振りながら近づいてくる者を撃ち殺してはいけないのも、同じ理由からであろう。

- (10) 『全体性と無限』の中では、レヴィナスは「義務」という言葉をほとんど用いず、代わりに「命令」という言葉を用いている。命令については、「〈他者〉は私に〈主人〉のように命令する。だが命令は、私自身もまた主人であるのでなければ私に関わることがない。命令はしたがって、命令するように私に命令する。」(TI, 188/下巻 74)などを参照せよ。
- (11) 「没利害」や「関心からの離脱」と訳される 'désintéressement' には、「弁済」という意味がある。「(人間性に対する)裏切りの時をこのように絶えず繰り延べること——それは人間と人間でないものとの間のわずかな差異なのであるが——は、善への没利害 [le désintéressement de la bonté], 絶対的に他なるものへの渴望, 高貴さ, そして形而上学の次元を前提としている。」(TI, 5/上巻 43, 括弧は榊原が追加)などを見よ。ただし、レヴィナスが投資 [investissement] と弁済 [désintéressement] の語義上の呼応関係を明確に意識していたかどうかは明らかではない。
- (12) 日本語に「耳を貸す」という表現があり、フランス語に 'prêter attention à' (=注意を貸す)という表現があることは、このことと無関係ではないだろう。
- (13) 同じことは権力の問題にも当てはまる。権力の座を巡って激しい闘争が起っている最中は、誰一人権力を行使することができない。権力の行使が可能になるのは、権力の座につく者が確定し、権力を行使する者と権力を行使される者の間で、誰が権力を行使する者であるかについての認識が一致するようになってからである。この点については、Talcott Parsons, *Politics and social structure*, New York: Free Press, 1969, pp352-404 を参照せよ。
- (14) レヴィナスは注意について次のように述べている。「注意深く [attentif] あることが意味しているのは、〈他者〉の呼びかけを前提とする意識の剰余である。注意深くあるとは、〈他者〉の支配を承認し、〈他者〉の命令を受け入れること、より正確には、命令せよという〈他者〉の命令を受け入れることなのである。」(TI, 153/上巻 368)だがここで言われている注意は話し手の注意であり、本論で論じる聞き手の注意とは別物であろう。
- (15) レヴィナスはサルトルの他者論に言及して次のように言う。「他者との遭遇はサルトルにおいて、私の自由を脅かすものであり、他者の自由に由来するまなざしの下で私の自由が減退することに等しい。[……] 他方で私たちにはむしろ、自由の正当化の問題が現れているのである。他者の現前は、自由が正当的であるという素朴な考え [légitimité naïve] を問いただすのではないだろうか。」(TI, 280/下巻 264f) 呼びかけられた私は自由を占有しているが、それは他者に投資された自由であるから、私はその自由の所有者ではない。それゆえ私は、自由の占有の正当性を、自由の真の所有者である他者に問いただされるのである。
- (16) レヴィナスのまなざしについては、「異邦人の、寡婦の、孤児のまなざしを、私は贈与することによってしか、あるいは拒否することによってしか承認することができない。贈与することも拒否することも自由なのだが、いずれにしても、物のなかだちを必ず通過しなければならない。」(TI, 49/上巻 141)などを見よ。
- (17) 三人以上で会話する場合の考察は、この論文では果たせなかった。三人以上の会話では、会話の開始、終了がどのようになされるか、ある人が二人にたてつけに質問された場合どうなるか、ある人が二人にたてつけに質問した場合はどうなるか、ある人への質問を第三者が代弁することは可能か、といった問題が生じてくる。
- (18) この点については、注 13 も参照せよ。

参考文献

- Levinas, Emmanuel. *Totalité et Infini*. La Haye: Nijhoff, 1961. (『全体性と無限』熊野純彦訳, 岩波書店, 2005年.
文中 TI と略記のうえ, 原書と訳書の頁数を表記する. 引用は適宜訳書を参考にして榊原が翻訳した.)
- Levinas, Emmanuel. *Autrement qu'être ou au-delà de l'essence*. Kluwer Academic Publishers, 1974. (『存在の彼方へ』会田正人訳, 講談社, 1999年.)
- エマニュエル・レヴィナス『実存から実存者へ』西谷修訳, 筑摩書房, 2005年.
- Sartre, Jean-Paul. *L'être et le néant: essai d'ontologie phénoménologique*. Paris: Gallimard, 1943. (『存在と無』松浪信三郎訳, 人文書院, 1999年. 文中 EN と略記し, 原書と訳書の頁数を表記する. 引用は適宜訳書を参考にして榊原が翻訳した.)
- Parsons, Talcott. *Politics and social structure*. New York: Free Press, 1969. (『政治と社会構造』新明正道監訳, 誠信書房, 1973年.)
- Fornara, Nicoletta, & Marco Colombetti. "A commitment-based approach to agent communication." *Applied Artificial Intelligence*, **18** (2004): 853–866.
- マルティン・ハイデガー『存在と時間』原佑, 渡邊二郎訳, 中央公論社, 2003年.
- 港道隆『レヴィナス——法・外な思想』講談社, 1997年.
- 熊野純彦『レヴィナス入門』筑摩書房, 1999年.
- 岡田篤志「レヴィナスにおける言語と倫理」『倫理学研究』第27集, 関西倫理学会, 1997年.